

令和7年度 湖西市内墓園・墓地・納骨堂需要等調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、湖西市が実施する「令和7年度湖西市内墓園・墓地・納骨堂需要等調査業務委託（以下「本業務」という。）」の事業者候補選定について、必要な事項を定めるものとする。

2. 業者選定

公募型プロポーザル方式で委託業者を選定する。

3. 実施要領交付期間及び交付方法

令和7年8月20日から令和7年9月8日 17時00分まで

※湖西市ウェブサイトにて交付

4. 業務概要

(1) 業務名称

令和7年度 湖西市内墓園・墓地・納骨堂需要等調査業務委託

(2) 業務内容

別紙「令和7年度湖西市内墓園・墓地・納骨堂需要等調査業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

※契約締結の日は、プロポーザル手続完了次第を予定。

(4) 契約限度額

6,698,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※支払方法は、本業務完了後の一括払とする。

5. 担当部署

静岡県湖西市環境部環境課生活係

担当：柴田

〒431-0492 静岡県湖西市吉美3268番地

TEL：053-576-4533 FAX:053-576-4880

E-mail：seikatsu@city.kosai.lg.jp

6. 参加者の資格要件

(1) 法人格を有し、本業務に関する委託契約を湖西市との間で直接締結できること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で

あること。

- (3) 湖西市暴力団排除条例（平成 24 年湖西市条例第 34 号）に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが成されている者に該当しない者であること。
- (5) 本業務を遂行するために必要な業務経験等を有した者を派遣させることができ、かつ、適切な執行体制を有していること。
- (6) 過去 5 年間（令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間）に地方公共団体が発注する次の全ての業務について完了実績があること。（受注単位が個別か一括かは問わないが全ての業務の完了実績があること。）
 - ア 住民意識調査（アンケート）の結果をもとに、適切な根拠をもって、行政区域内の将来に渡っての墓園・墓地・納骨堂の需要を分析、推計する業務
 - イ 前号の推計をもとに、行政区域内の墓園・墓地・納骨堂の整備に係る基本構想（整備方針）（案）を検討、策定する業務
 - ウ 前号イの基本構想（整備方針）（案）に係る概算事業費を算定する業務

7. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和 7 年 8 月 20 日から令和 7 年 8 月 27 日 17 時 00 分まで

(2) 提出方法

質問書（様式 1）を「5 担当部署」宛て電子メールで提出すること。

(3) 回答方法

令和 7 年 9 月 1 日までに、湖西市ウェブサイト上に全質問及びその回答を掲載することにより行う。

(4) その他

質問及びその回答は、本実施要領及びその他提供資料の追加又は修正とみなすこととする。

8. 参加表明書類の提出

参加表明の際に提出する書類を次に示す。

(1) 提出書類、部数及び提出期限

| 提出書類 | 部数 | 提出期限 |
|----------------|-----|---|
| 参加表明書（様式 2-1） | 1 部 | 令和 7 年 9 月 8 日（月） 持参：17 時 00 分まで 郵送：17 時 00 分必着 |
| 会社概要（様式 2-2） | | |
| 業務実績調書（様式 2-3） | | |
| 執行体制等（様式 2-4） | | |

| | | |
|------------------|--|--|
| 予定担当者等の実績(様式2-5) | | |
|------------------|--|--|

(2) 提出先及び提出方法

「5. 担当部署」宛て、持参（閉庁日を除く8時30分から17時00分までに限る。又は郵送（一般書留、又は簡易書留に限る。期限必着。）にて提出すること。

(3) 参加表明書（様式2-1）

本業務に参加意思があるものは、参加表明書を提出すること。

(4) 会社概要（様式2-2）

「会社名、代表者名、本社所在地、設立年月日、会社従業員数など」を記載するとともに、会社の事業概要、事業実績、組織体制が把握できる会社案内などを添付すること。

(5) 業務実績調書（様式2-3）

次のとおり提出すること。

ア 業務実績調書には、それを証する契約書写し等を添付すること。

※契約書写しは、調書記載の実績が確認できる部分を抜粋すること。

イ 契約後不履行となった業務については、実績として記載しないこと。

ウ 業務の詳細について、本業務と類似事例の実績がある場合は、優先的に記載すること。

(6) 執行体制等（様式2-4）

次のとおり提出すること。

ア 統括責任者、業務責任者、業務担当者の氏名、所属、役職、担当する分担業務を記入すること。

イ 統括責任者、業務責任者、業務担当者は、当業務に参加表明した会社に3か月以上の直接かつ恒常的な雇用関係を有する者とし、それぞれの兼務を認めないこと。

ウ 本業務の一部を再委託、又は協力会社等の協力を受ける場合は、「協力会社等」の欄に記入すること。ただし、業務の主たる部分を再委託することは認めない。

(7) 予定担当者等の実績（様式2-5）

次のとおり提出すること。

ア 統括責任者、業務責任者、業務担当者についての実績等を記入すること。保有資格についての資格証明書の写しを添付すること。また、記載実績について契約書の写し等を添付すること。契約書の写し等は記載実績の内容が確認できる部分を抜粋すること。ただし、予定担当者が携わったことが分かるようにすること。

9. 企画提案書類の提出

企画提案は、1事業者につき1件とし、令和7年度湖西市内墓園・墓地・納骨堂需要等調査業務委託仕様書を参照の上、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類、部数及び提出期限

| 提出書類 | 部数 | 提出期限 |
|-------|-----------|-----------|
| 企画提案書 | 正本1部、副本5部 | 令和7年9月16日 |

| | | |
|------------------|---------------|-----|
| 業務工程表（任意様式） | 正本 1 部、副本 5 部 | （火） |
| 参考見積書及び内訳書（任意様式） | 正本 1 部 | |

(2) 提出先及び提出方法

「5. 担当部署」まで、持参（閉庁日を除く 8 時 30 分から 17 時 00 分までに限る。）又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。期限必着。）にて提出すること。

(3) 企画提案書

ア 提案書に表紙（正本：様式 3-1、副本：様式 3-2）と目次をつけ、提案部分とまとめて提出すること。なお、様式 3-2 については社名等を記載せず、日付のみ記載すること。

イ A4 版縦、横書き、左綴じ、文字ポイントは 10.5 ポイント以上、表示・目次以外は両面印刷で作成し、ページ番号を付すること。

ウ 提案部分（表紙・目次以外）は、合計 10 枚（両面 20 ページ）以内とし、簡潔・明瞭に記載すること。A3 版を使用する場合は、A3 版 1 枚を A4 版 2 枚として計算すること。

エ 各項目につき、必要に応じて見出し（インデックス）を付けること。

オ 社名等、提出者を特定できる内容の記述は行わないこと。

(4) 参考見積書及び内訳書（任意様式）

A4 版にて作成し、社印及び代表者印を押印すること。なお、見積名称は、「令和 7 年度湖西市内墓園・墓地・納骨堂需要等調査業務委託」とすること。

10. 提案のプレゼンテーション

(1) 開催日は、令和 7 年 9 月 24 日（水）午後とする。

(2) 開催時間、場所、その他の詳細については、参加表明書等の確認後、別途通知する。

(3) 実施順は、企画提案書の受付順とする。

(4) 出席者は、説明者含め自社の社員 3 名以内とし、本業務の従事予定者が説明を行うこととする。また、本業務の業務責任者は必ず出席するものとする。

なお、当日は出席者全員の氏名等の確認を行う。出席者は、社員証等所属が確認できるものを提示し、名刺を提出することとする。

(5) 実施時間については、1 事業者につき 30 分程度（プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分程度）を予定するものとする。

(6) 上記の時間とは別に、セッティング時間として 5 分程度の時間を設ける。

(7) プレゼンテーションは非公開とし、提出した企画提案書をもとに説明すること。その際、追加の資料配布（紙媒体）及びパソコン・プロジェクター・スクリーン等、企画提案書以外の使用は一切認めないものとする。

(8) 公平な評価の実現のため、プレゼンテーション（資料、機材及び口頭説明等）においては、社名が類推できないよう配慮すること。

(9) 指定時間までに来所できなかった場合、参加を辞退したものとみなす。なお、交通事

情などやむを得ない事由により指定時間（後日通知）までに受付ができない場合は、指定時間までに事務局に電話することとする。遅延証明等、その事由を証明する書面等の提出により実施時間等を変更するものとする。

11. プロポーザル審査

(1) 審査方法

「令和7年度湖西市内墓園・墓地・納骨堂需要等調査業務委託公募型プロポーザル審査要領」に基づき審査する。

(2) 審査項目、評価項目及び配点

| 審査項目 | 評価項目 | | 配点 |
|--------|-----------|-----------|-----|
| 事業者審査 | 同種・類似業務実績 | | 20 |
| | 執行体制等 | | 10 |
| | 担当者の経歴 | | 10 |
| 企画提案審査 | 基本的な考え方 | 業務理解度・精通度 | 20 |
| | 具体的な企画提案 | 課題理解度・妥当性 | 20 |
| | 実施方法・提案 | 的確性・積極性 | 20 |
| | スケジュール | 計画工程 | 20 |
| | プレゼンテーション | 明快性、信頼性 | 20 |
| | 見積金額 | | 10 |
| 合 計 | | | 150 |

(3) 審査結果

ア 最高得点を獲得した提案者を受託候補者として特定し、契約締結に向けた必要な協議を行うものとする。なお、この協議において、受託候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

イ 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受託候補者として手続を行うものとする。

(4) 審査結果の通知および公表

ア 審査結果は、すべての提案者に書面及び電子メールにて通知する。

イ 受託候補者と契約締結に至った場合は、契約者名を速やかに湖西市ウェブサイトへ公表するものとする。

ウ 契約者を含む全提案者の評価結果は、公表しないものとする。

エ 審査結果への異議申立ては、一切受け付けないものとする。

12. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第速やかに随意契約の手続を行うものとする。なお、その際には、改めて見積書及び内訳書を提出するものとする。

13. 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 提案者が2つ以上の提案書を提出したとき。
- (2) 参加者が他人の提案を代理したとき。
- (3) 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (5) 提出された見積金額が契約限度額を超えているとき。
- (6) 上記の定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等があったとき。

14. 提案の辞退

参加表明後に提案の希望が無い場合には、プロポーザル参加辞退届（様式4）を早急に提出すること。

15. 選定スケジュール

| 項目 | | 日時 |
|----|--|-----------------|
| 1 | 募集要領公表 | 令和7年8月20日（水） |
| 2 | 質問書提出期限 | 令和7年8月27日（水）17時 |
| 3 | 参加表明書類提出期限 | 令和7年9月8日（月）17時 |
| 4 | 企画提案書類提出期限 | 令和7年9月16日（火）17時 |
| 5 | 審査会による審査（プレゼンテーション審査） ※時間は、参加表明書類提出後に通知します。 | 令和7年9月24日（水）午後 |
| 6 | 委託先の決定 | 令和7年9月下旬（予定） |

16. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書の作成を要する。
- (3) 本業務の提案に要する全費用は、各応募者の負担とする。
- (4) 提出後の提出書類の修正又は変更は認めない。また、提出書類に記載した配置予定の担当者は原則として変更できない。ただし、長期入院、退職、死亡など極めて特別でやむを得ない理由により変更を行う場合には、当該担当者と同等以上の知識及び経験又は資格等を有する者でなければならない。
- (5) 提出された提案書等は返還しないものとする。
- (6) 提案書等に関する著作権については、提案者に帰属するものとする。ただし、受託者として選定された際の提案書及び成果品の著作権は、湖西市に帰属するものとする。
- (7) 天災等の不可抗力による場合又はプロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めたときは、通知した事項の変更又はプロポーザルの延期若しくは中止をすることがある。

(8) 本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により市の承諾を得なければならない。

以上